

○経済産業省告示第四百十一号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第三項及び第二十七条の十二の七第二項の規定に基づき、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月二日

経済産業大臣 齋藤 健

産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準

租税特別措置法施行令第五条の六の六第三項及び第二十七条の十二の七第二項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の三十五第一項に規定する主務大臣の確認を受けようとする同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者が行おうとする同法第二十一条の二十第二項第一号に規定する情報技術事業適応が、高度クラウドシステム（事業適応の実施に関する指針（財務省・経済産業省告示第六号）第二項第一号ハ③(1)に掲げるデータの利用に係る同ハ②に規定するクラウドシステムをいう。）を活用して行うも

のであることとする。

## 附 則

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。